

## 建設工事における現場代理人の兼任に係る取扱いについて

令和2年9月1日

中川村（以下「村」という。）が準用する長野県建設工事標準請負契約約款第10条第3項の規定により現場代理人の常駐義務を緩和する措置について、次のとおり取扱う。

### 1 現場代理人の兼任が可能となる工事

工事内容、工事の時期及び工事現場の状況などから総合的に判断し、村長が兼任可能と判断した工事については兼任を認める。

#### (1) 次の条件を全て満たす工事

ア いずれも村が発注した工事であること

ただし、国又は長野県並びに他市町村の工事等（以下「県工事等」という。）において、当該発注者が兼任を認めた場合はこの限りではない

イ 兼任できる工事の数は、2件であること

ウ 工事の当初請負代金額が、いずれも3,500万円未満であること

ただし、平成26年2月3日付け国土建272号通知における建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いについて該当する工事はこの限りではない

エ 工事個所は、全て中川村内であること

オ 連絡体制として、兼任する村が発注した工事の現場には連絡員を配置すること

カ 次のいずれにも該当しない工事であること

(ア) 交通量10,000台/日以上片側通行規制工事

(イ) 労働安全衛生規則第90条に該当する工事

(ウ) 難易度、施工内容、労働災害・公衆災害の恐れがあることなどから兼任を認めることが適当でないとして発注者が判断した工事

キ 兼任を認める際のその他の条件

(ア) 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること

(イ) 現場代理人は、工事現場を離れる際には、監督員又は連絡員と連絡が取れる体制を構築するとともに、工事現場の安全管理等の対策を図り、連絡員等に必要な指示を行うこと

(ウ) 兼任する工事現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、若しくは兼任の承認条件を満たしていないと村長が判断し指示した場合は、新たに常駐の現場代理人を配置すること

### 2 現場代理人の兼任に関する手続き等

#### (1) 現場代理人兼任届の提出

ア 村発注間の場合、受注者は、落札決定後に現場代理人兼任届（村発注工事間）（様式 1）を新たに兼任する工事の担当課長へ提出

イ 県工事等との兼任の場合、受注者は、落札決定後に既に現場代理人となっている工事の発注者に現場代理人兼任届（県工事等との兼任）（様式 2）により承認を得たうえで、新たに兼任する工事の担当課長へ提出

(2) 発注者による審査

発注者は、工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障があるか、ないかを見極めた上で、現場代理人の兼任の可否について判断する。

なお、村発注工事間の兼任については、新たに兼任する工事の工事担当課長が、既に現場代理人となっている工事の工事担当課長と協議して兼任の可否について判断する。

(3) 発注者による受注者への回答

発注者は、現場代理人兼任届により兼任の可否を回答する。

受注者は兼任の回答を受けたのち現場代理人届を提出する

### 3 適用時期

令和 2 年 9 月 1 日現在契約中の工事及び同日以降契約する工事から適用する。